[redacted]

和　解　書

[redacted]（以下「甲」という）と[redacted]（以下「乙」という）間の下記物件についての敷金返還請求事件に関し、本日次のとおり和解契約を締結する。

記

名古屋市[redacted]６０３号室

1. 乙は甲に対し、敷金45,000円の返還義務のあることを認める。

2. 乙は甲に対し、前項の金員を平成24年1月20日限り、甲代理人の下記口座に振り込んで支払う。
振込手数料は、乙の負担とする。

振込先　[redacted]銀行 [redacted]支店
普通預金　[redacted]
口座名義人　[redacted]

3. 甲乙間には、本和解条項に定めるほか、他に何らの債権債務も存在しないことを相互に確認する。

平成24年1月11日

甲　名古屋市[redacted]
京都府京田辺市山手南2丁目1－4
ハチセンビル3号館303号
甲代理人　司法書士　長谷川　聡
（認定番号　第２１３０９４号）

乙　名古屋市[redacted]
代表取締役[redacted]
電話[redacted]

[redacted]